

小松天満宮整備計画評価委員会規約

(名称)

第1条 本会は「小松天満宮整備計画評価委員会」(以下「委員会」と称する。

(設置・運営)

第2条 委員会は国土交通省金沢河川国道事務所長(以下「所長」という。)が設置・運営する。

(目的)

第3条 委員会は梯川改修に伴い、現状の自然環境の評価と改修事業後の微気象変化等を考慮し、小松天満宮周辺等の「鎮守の森」としての自然環境の保全、「重要文化財」の文化的重要性の保全及び利用について、事業者が小松天満宮の協力を得て作成する整備計画に関して、検討・助言を行うことを目的とする。

(組織)

第4条 委員会は、別紙 - 1 に掲げる委員により組織し、事務所長が委嘱する。

- 2 委員会が必要と認めるとき、委員以外の者に対し、参考人として会議への出席を求めることができる。

(委員長)

第5条 委員会には、委員の互選により委員長を置くものとする。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長に事故ある時は委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会の運営)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は会議の議長になり、議事を運営する。
- 3 委員長は委員の要請があれば、委員会を招集しなければならない。

(情報公開)

第7条 会議及び会議資料は公開を原則とし、その決定は委員会が行う。

- 2 委員会の審議内容について、原則として公表することとし、その決定は委員会が行う。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、3名以上の同意を得てこれを行うものとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、北陸地方整備局金沢河川国道事務所調査第一課に置く。

(雑則)

この規約に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会に諮って定める。

付則

この規約は平成 19 年 3 月 6 日から施行する。

別紙 - 1

小松天満宮整備計画評価委員会

町村 尚 大阪大学大学院工学研究科環境・エネルギー工学専攻 准教授

松枝 章 愛樹技術士研究所 所長

関戸 信次 小松市文化財調査委員会 委員長

中森 勉 金沢工業大学環境・建築学部建築系建築学科 准教授

鈴木 洋之 石川工業高等専門学校環境都市工学 講師